別添２

賃貸住宅の規模及び設備等（共同居住型賃貸住宅用）

１．専用部分の規模及び設備等

専用部分の床面積（㎡）	設備 ※						住戸数（戸）	住戸番号（該当するものをすべて記載）
	完備	便所	洗面	浴室	台所	洗濯室		

（注１）住戸の規模及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。

（注２）「浴室」は、シャワー室を含む。

（注３）「洗濯室」は、洗濯場を含む。

（注４）「設備」欄の「完備」は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は○、無しの場合は×と記載すること。完備の場合は、「完備」を含め全ての欄に○を記載すること。

２．共同利用設備等

共同利用設備 ※１		整備箇所数	想定利用戸数（戸）※２	想定利用戸数／整備箇所数
便所				
洗面				
浴室				
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

※１　有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。

※２　「想定利用戸数」には、認可の対象としない住戸も含めること。

３．延べ床面積等

全住戸数（戸）※１	賃貸住宅の所在する地方公共団体における最低延べ床面積※２（基本：全住戸数×１５＋１０）（㎡）	賃貸住宅の延べ床面積（㎡）※１

※１　「全住戸数」と「賃貸住宅の延べ床面積」には、認可の対象としない住戸も含めること。

※２　「賃貸住宅の所在する地方公共団体における最低延べ床面積」は、賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定めている場合にあってはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定めている場合（賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。）にあってはその規模を記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の認可の申請であって、この省令の施行の際、都道府県知事による認可をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。